

尾張旭市選挙管理委員会（令和6年第5回）会議録

- 1 開催日時
令和6年10月11日（金）
開会 午前10時00分
閉会 午後10時20分
- 2 開催場所
尾張旭市役所南庁舎3階 302会議室
- 3 出席委員
委員長 赤尾勝男
委員 森賀則、堤美昭、加藤隆広
- 4 欠席委員
0名
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 加藤剛、次長 西尾裕子、係長 堺和彦、書記 水野史章
- 7 議題
第21号議案 投票立会人の選任について
第22号議案 期日前投票所の投票立会人の選任について
第23号議案 投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
第24号議案 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから第5回選挙管理委員会を開催いたします。 本日の議案は、令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙等関係の議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 それでは、委員長お願いします。
委員長	改めましておはようございます。

	(委員長あいさつ) それではまず、次第の２「会議録について」でございます。 第４回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正等 等がありますか。
委 員	(なし)
委員長	それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したい と思います。 それでは、次に次第の３「議事」に入らせていただきます。 第２１号議案「投票立会人の選任について」、事務局から 説明をお願いします。
事務局	第２１号議案「投票立会人の選任について」、ご説明いたし ます。 公職選挙法第３８条第１項の規定により、市の選挙管理委員 会は選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て２人以上５ 人以下の投票立会人を選任しなければならないとされてお りますので、別紙の一覧のとおり投票立会人を選任しようとする ものでございます。 選任につきましては、各投票区に２人とし、原則、前半・後 半の２交代制として午後１時３０分に交代することとしてい ますので、全部で８４名の方に投票の立会をお願いすること になります。 第２１号議案の説明は以上でございます。
委員長	では、第２１号議案について、何かご質問等はございませ んか。

委 員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第 2 1 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	第 2 1 号議案は可決されました。 続きまして、第 2 2 号議案「期日前投票所の投票立会人の選任について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	第 2 2 号議案「期日前投票所の投票立会人の選任について」、ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第 4 8 条の 2 第 5 項の読替規定による同法第 3 8 条第 1 項の規定により、市の選挙管理委員会は、期日前投票所において、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2 人の投票立会人を選任しなければならないとされております。このため、期日前投票所の投票立会人を別紙の一覧のとおり選任しようとするものでございます。 第 2 2 号議案の説明は以上でございます。
委員長	では、第 2 2 号議案について、何かご質問等はございませんか。

委 員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第 2 2 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	第 2 2 号議案は可決されました。 続きまして、第 2 3 号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	第 2 3 号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第 3 7 条第 2 項及び同法施行令第 2 4 条第 1 項の規定により、各投票所で投票に関する事務を担当する投票管理者と、投票管理者が欠けた場合にその職務を代理すべき者を別紙の一覧のとおり選任しようとするものでございます。 投票管理者は市の職員で課長補佐相当職以上の者を、職務代理者は係長級職員を充ててございます。 第 2 3 号議案の説明は以上でございます。
委員長	では、第 2 3 号議案について、何かご質問等はございませんか。

委 員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第 2 3 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	第 2 3 号議案は可決されました。 続きまして、第 2 4 号議案「期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	第 2 4 号議案「期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について」、ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第 4 8 条の 2 第 5 項の読替規定による同法第 3 7 条第 2 項の規定により、期日前投票所の投票管理者を、選挙権を有する者の中から、公職選挙法施行令第 2 4 条第 1 項の規定により、その職務を代理すべき者を選挙権を有する者の中から、市の選挙管理委員会が選任することになっております。従いまして、期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を別紙一覧のとおり選任しようとするものでございます。 投票管理者は市の職員で課長補佐相当職以上の者、職務代理者は選挙管理委員会職員を選任してございます。 第 2 4 号議案の説明は以上でございます。

委員長	では、第２４号議案について、何かご質問等はございませんか。
委 員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第２４号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	第２４号議案は可決されました。 本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありますか。
事務局	○ 次回日程確認 令和６年１０月１４日（月・祝） 午前１０時から ３０２会議室
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。